

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	旧市中央部 (木場町、西山2、愛宕・白木、矢の平・伊良林、彦見・古川、本河内1、本河内2、鳴滝、片淵・中川、西山1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 12 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市街地周辺の斜面地などを中心に花き類、野菜類、果樹類など多品目が生産されているほか、木場地区ではながさき伝統野菜が生産されており、市街地に近いといったメリットがある一方で、後継者不足や高齢化による担い手不足が深刻である。
・農地が小規模かつ急傾斜で、耕作道のない農地も少なくなく、イノシシ等の有害鳥獣による被害もあり、耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・花き類、露地野菜等の直売所出荷型作物の推進を図り、農業経営の安定につなげる。
・ながさき伝統野菜のPR等消費拡大に向けた取組みを進める等、都市と農村部の交流を進めることで、生産の継続を図る。
・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から産地の担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。				